

第 2 1 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 4 年 3 月 7 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 01 分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 14 名 欠席者 2 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
変更について

議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第 7 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更につ
いて

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（14 名）

1 番	吉田 孝行	2 番	中村 伸秀
3 番	松永 博視	4 番	岡本 義照
5 番	近藤 茂	6 番	井寺 知江子
9 番	中村 浩章	1 0 番	北原 良輝
1 1 番	城戸 慎吾	1 2 番	溝口 弘之

13番 城戸 孝行

14番 富安 春二

15番 古賀 重満

16番 坂本 好教

本会議に欠席した農業委員（2名）

7番 成清 輝美

8番 角 豊明

会議に出席した事務局職員

事務局長 田 中 幸 裕

課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後1時30分 開会

○事務局

みなさんこんにちは。すいません、議案の方の修正を先に説明をさせていただきたいと思います。（修正箇所の説明）訂正の方は以上でございます。それでは今から、始めさせていただきますけども、携帯電話の方はマナーモードにさせていただきますようによろしく願いいたします。

○議 長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中に出席いただきましてほんとにありがとうございます。ただ今から第21回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は7番の成清輝美委員さん、8番の角豊明委員さんが欠席でございます。次に注意事項でございます。新型コロナの感染防止対策としまして今回もできるだけ短時間での総会となるよう、事務局からの説明は簡潔をお願いいたします。また、発言される委員さんは議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響のない質問につきましては最後の協議事項の際にお願いいたします。

本日の総会は報告事項が2件、議案が7件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。

次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には13番の城戸孝行委員、14番の富安春二委員をお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。報告第1号及び第2号について事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

はい、今回もできるだけ簡潔に説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

でございます。

農地法の解約は1件でございます。大字蔵数の畑6筆で法人へ貸付けるための使用貸借の解約でございます。次に議案書の2ページをお願いいたします。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

でございます。

第1項は、貸人の都合による解約で元々狭小で法人では作付をされないところの貸し借りがはいつていたと、いったものの解約でございます。第2項は自作されるための解約でございます。3ページに移っていただきまして、第3項は貸人の都合による解約、第4項はハウスの借人が変更されるための解約、第5項は耕作者の規模縮小に伴いまして、耕作者変更されるための解約でございます。報告の説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。報告事項を終わります。

次に、議案第1号を提案いたします。今回のあっせん登録申請は3件ございますが、一括して事務局からの説明を受け質疑を行い、裁決はそれぞれにいたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

はい、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

でございます。

第1項、氏名、_____、住所、筑後市大字前津、経営形態、梨、面積、306a、

農業労働力、計3名でございます。続きまして第2項、氏名、_____、住所、筑後市大字前津、経営形態、梨、面積、153a、農業労働力、計3名でございます。続きまして第3項、氏名、_____、住所、筑後市大字下北島、経営形態、ブドウ、面積、126a、農業労働力、計3名でございます。第1項と第2項は認定農業者になっていらっしゃるようです。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりました。議案第1号第1項から第3項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので第1項より順に採決をとります。

議案第1号第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第1号第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第1号第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の6ページをお願いいたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在、馬間田、地目、田4筆、面積計の4,881㎡、渡人、大字折地の_____
____さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、利用目的はハウスがありま

すので施設園芸になるかと思いますが、売買価格は総額で____万円、引渡しは令和4年の3月25日でございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりました。議案第2号について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第2号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書は7ページをお願いいたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権変更について
でございます。

権利種別、貸借権変更、第1項、所在、野町の田8筆でございますが、水田裏作の期間借地から通年へ変更されるもので夏作はWCS、借賃は反当たり_____円、期間は3年から5年へ変更されるものでございます。説明は以上でございます。

○議長

説明は終了しました、議案第3号について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第3号について承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第4号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の8ページをお願いいたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

利用権設定は借り人で7件でございますが、第1項のみの説明とさせていただきます。権利種別、貸借権設定、第1項、所在、大字長浜、地目、田1筆、面積1,545㎡、利用権は使用貸借、貸人は野町の_____さん、借り人は、大字山ノ井の_____さん、利用目的は米で、期間は約3年間でございます。続きまして集計の説明をさせていただきます。議案書は13ページをお願いいたします。括弧書きの中間管理事業分は今回もございません。先ず左上の総計でございます。田が4件で面積9,576㎡、畑が11件で面積31,430㎡、合計の15件で面積41,006㎡でございます。新規・再設定別でございます。新規が14件、再設定が1件となっております。通年・期間借地の別では全て通年となっております。小作料納入別では、金納が13件と使用貸借が2件でございます。表の右をお願いします。貸借期間別でございます。3年が11件、10年が2件、15年と20年がそれぞれ1件となっております。議案第4号の説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、議案第4号について質問のある方はどうぞお願いいたします。____委員どうぞ。

○委員(11番)

あの、いっぱい借り換えられている_____さんっていうところが初めて出てくる、八女市の株式会社____、お茶屋さんとはっきり思ってたんですけど、何か情報があったら少しお願いします。

○事務局

はい、一応お茶がメインでされているところと私どもも思っていたんですけども、作物としましてはですね、蘇葉、紫蘇とレタスを作られるということでございまして、経営を多角されようとしておられるのかなというふうに思っているところなんですけれども、事業所としてはですね、通年の事業をされておりました男性3名の女性3名の6名でされてあるかたちでございます。摘採機など持っている機器はお茶がメインのようなんですけれども、トラクターとか畑作物も出来るような資材にはなっているところでございますので、今から

そういったところに手掛けられるのかなど。で、その蘇葉とかについては出荷先とかももう契約されてあるようでして、この辺りの市場とか農協さんに出されるわけではないというふうに伺っております。

○議長

いいですか。

○委員（11番）

あの、ハーブ系を育ててもあったりしたような話は聞いたことあったので、その続きなのかなと思ひながら。

○事務局

そうですね。あの、蘇葉との言い方自体がですね、普通の生食で食べる紫蘇ではなくてちょっと漢方系の使い方なのかなというふうに思いますので、そういったようなところに出荷されるものと思っております。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

他に質問もないようでございますので採決をとります。（すいません。の声）はいどうぞ、___委員。

○委員（13番）

6の8でですね、_____さんですかね、それが、その面積が丸々、報告事項の第1項で___さんから、借人が息子さんだと思うんですけど、になってるんですけど、そのままこっちに、_____さんになつとるけんでち思ってお尋ねしたんですけど。報告事項では、___さんから___さんに法人に貸すけんちなってるんですけど。

○事務局

いいですか。（はい。）あの、1ページの報告第1号はですね、今まで_____さんに貸してあった分を、_____さんという法人に貸すために解約を、合意解約を出されたという分でございます。この解約で_____さん、所有者の方に戻って、そして11ページの6の8で貸付けされるといったようなことでございます。

○委員（13番）

はい、わかりました。

○議長

いいですかね。(はい。)他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問もないようでございますので採決をとります。

議案第4号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第5号を提案いたします。本日の農地法3条の案件は11件でございます。それでは、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは、議案書は14ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、売買、所在、前津、地目、樹園地2筆、面積計の549㎡、渡人、大字前津の_____さん、受人、同じく前津の_____さん、申請事由は受人の希望でございます。作物は路地野菜でございます。売買価格は総額で____万円とされております。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

第1項について担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

ただ今の事務局の説明のとおりであります。審議の方よろしくをお願いいたします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので、採決をとります。第1項について許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第2項と第3項は関連いたしますので、一括して提案いたします。事務局の

説明をお願いします。

○事務局

はい、第2項、契約、売買、所在、水田、地目、畑2筆、面積計1,433㎡、渡人、大字水田の_____さん、受人、山ノ井の_____さん、売買価格は総額で____万円でございます。続きまして第3項、所在、富重、地目、田18筆、畑5筆、面積計の14,981.39㎡、売買価格は総額の____万円でございます。何れも申請事由は渡人の希望でございます、3項の富重の農地は法人の方に頼まれて、主に米麦をですね、法人の方で作られるような計画をされております。また、2項の方の農地につきましては水田のですね、昨年7月にロームアポロの南東付近の農地を____さんが取得されたけれども、そのすぐ近所の農地についてそういったようなお話があったということで売買になっているところでございます。私からの説明は以上でございます。

○議長

第2項及び第3項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

2項3項とも今事務局の説明どおりであります。審議方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので、採決をとります。第2項及び、第3項について許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第4項と第5項も関連いたしますので、一括して提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、16ページの第4項でございます。契約、売買、所在、熊野、地目、畑1筆、面積368㎡、渡人、大字一条の_____さん、受人、広川町の_____さん、申請事由は渡人の希望でございます、作物は路地野菜でございます。売買価格は反当たりで____万円でございます。続きまして第5項、契約、売買、所在、熊野、地目、畑1筆、面積240㎡、渡人、大字一条の_____さん、受人、大字熊野の_____さん、

申請事由は渡人の希望でございまして、こちらの作物は柿でございまして。売買価格は4項と同じく反当たりで____万円でございます。こちらの方、元々1筆の農地を2筆に分筆されて____さんと____さんの方にそれぞれですね、渡人の方から持ちかけられて売買されるということでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

第4項及び第5項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

第4項第5項とも事務局の説明どおりであります。審議方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので、採決をとります。第4項及び、第5項について許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6項、契約、売買、所在、前津、地目、田5筆、面積計の1,550㎡、渡人、久留米市の____さん、受人、大字前津の____さん、申請事由は受人の希望でございまして、作物は梨でございまして。売買価格は総額で____万円、反当たりでいきますと____万円強となっております。最近転用によって____さんの農地が減少したために拡大されるということでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

それでは第6項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

補足しますと値段が今までに無いほど高いってのは、場所的に442号バイパスの面しておりますよらん野付近の土地ですので、それと、____さんがこの辺はずっと梨園を作ってあって多分小作してあったんじゃないかと思って、ま、必然的にこの方に売買になったんじゃないかなと思います。説明は以上です。審議方よろしくをお願いします。

○議 長

説明が終わりましたので、第6項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので、採決をとります。第6項について許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第7項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、17ページ第7項、契約、売買、所在、熊野、地目、田2筆、面積計の1,243㎡、渡人、大字熊野の_____さん、受人、大字西牟田の_____さん、申請事由は渡人の希望でございまして、作物は露地野菜、売買価格は反当たり___万円でございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

第7項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局からの説明どおりです。ご審議方よろしくお願いいたします。ちょっとこれの関係ですね、今話があがってですね、ちょうど自動車学校から突き当たったとこに_____ってあるんですけど、その_____の東脇なんですよ、この土地が、その手前がアクセスがちょっと貸倉庫とか駐車場とかなんかで用地売買の話熊野の行政区長の方にあってですね、一応、今、全部売ってよかちゅう了承ば区長が貰るとるけんですね、大体ならそっちの方が良かったつやなかやろかち話しよったばってん、こっちにもうあげて来なはったけんですね、_____さんはどっちかちゅうなら、あれしたらもう3年ぐらいは全然売られんけんですね、入り口ところが三角で何平米か2筆ぐらいなとるけんですね、使いみちがどっちかちゅうとあんまりなかごたるけんですね、以上です。すみません。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第7項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので、採決をとります。第7項について許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第8項と第9項は関連いたしますので、一括して提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第8項、契約、贈与、所在、蔵数、地目、畑2筆、面積計の1,430㎡、渡人、大字蔵数の_____さん、受人、同じく蔵数の_____さん、申請事由は親子間の贈与でございます。続きまして、第9項、契約、贈与、所在、蔵数、地目、畑2筆、面積計の1,210㎡、渡人、大字蔵数の_____さん、受人、同じく蔵数の_____さん、申請事由は夫婦間の贈与でございます。こちら、両件とも計画的に家族間で贈与をされてあるということでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

第8項及び第9項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今、8項9項、事務局の説明どおりでございます。もう、____さんの方がある程度歳やんけん、娘さんと奥さんの方に毎年税金が掛からない程度にずっと毎年今名義変更されている状態です。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので、採決をとります。第8項及び第9項について許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第11項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書は18ページをお願いいたします。第11項、契約、売買、所在、島田、地目、畑1筆、面積446㎡、渡人、大字島田の_____さん、受人、大字下北島

の_____さん、申請事由は渡人の希望でございまして作物は露地野菜で売買価格は反当たり____万円でございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

第11項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局の説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第11項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので、採決をとります。第11項について許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第6号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は5件でございます。それでは第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。それでは議案書の19ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、契約、売買、所在、前津、地目、畑1筆、面積332㎡、渡人、筑後市長浜の_____さん、福岡市東区の_____さん、みやま市の_____さん、それぞれ持分1/3でございます。受人は、広川町一條の_____さん、申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページでございます。先月、この土地のですね北側を承認いただいたところになります。すいません、ちょっと地図がですね一体利用地がそのまま記載しておってちょっと判りにくくて申し訳ございませんが、今回には関係ありませんのでご了解をいただきたいと思っております。(地図により位置説明) この農地は市街地化が進んでおり、広がり10ha未

満の農地で第2種農地、集落接続により許可可能の農地になります。住宅の面積は121.88㎡の計画となっています。土地の売買価格は____万円、坪単価の約_____円となっています。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今の事務局の説明どおりでございます。審議方よろしくお願ひいたします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、質問のある方はどうぞお願ひいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第6号第1項について承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第2項、契約、売買、所在、一条、地目、畑3筆、面積合計2,624㎡、渡人は広川町一條の_____さん、同じく広川町一條の_____さん、受人は広川町一條の社会福祉法人____理事長_____さん、申請事由は運動広場となっております。場所の確認をお願いします。地図の2ページをご覧ください。(地図により位置説明) これらですね複数の施設では、施設入所者の方とかですね、通所者の方々が日常生活において、運動タイムとか散歩など体を動かす時間を定めて健康づくりに取り組んであります。また年に数回ですね、イベント、夏祭りとかスポーツ大会、バーベキュー大会の開催場所としての計画も兼ねております。これまでは施設のですね屋内のみで対応されていましたが、今回整備される屋外の運動広場を利用することで、さらに健康維持と体力向上、残存機能強化に努め、少しでも生活意欲の向上に寄与したという思いで計画をされています。こちらの農地区分につきましては宅地に囲まれた場所で第3種農地と判断しております。現地は若干高低差あるんですけども、盛土切土で平坦にされる予定でございます。土地代は総額で_____円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上です。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今の事務局の説明どおりであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第2項について質問のある方はどうぞお願いいたします。___委員どうぞ。

○委 員（13番）

これ、売買になってるんですけど価格ばよかですかね。

○事務局

はい、総額がですね、先ほど言いましたように_____円で、坪単価が約_____円でございます。

○議 長

いいですかね。（はい、すいません。）他にございませんでしょうか。

【質問なし】

それでは質問もないようでございますので採決をとります。議案第6号第2項について承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書20ページをご覧ください。第3項、契約、使用貸借、所在、蔵数、地目、畑3筆、面積372㎡、貸人は筑後市蔵数の_____さん、借人は筑後市熊野の_____さん、申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページをご覧ください。（地図により位置説明）住宅の面積は93.97㎡の計画となっております。一体利用地としまして申請農地の北側ですね、緑色で書いてありますところ、宅地がございませけれどもそちらのほうにですね、と併せて使用され、この一体利用地が74.37㎡となっております。現地はですね、南側のところが少し低くてですね、階段を設置して南側から昇るような場所となっております。

住宅については、北側の平らな土地、一体利用地の緑色のところにかかる場所に建設予定になります。こちらの農地区分は広がりのある農地で第1種農地になります。集落に接続しているため1種農地の例外規定で許可可能となっています。____さんとごころは親子の関係です。説明は以上でございます。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局の説明どおりです。地図は3ページに載ってます。八女城島線で_____ち、今名前が変わってるところでそこから入って50mくらいのところです。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第3項について質問のある方はどうぞお願いいたします。____委員どうぞ。

○委 員（1番）

あの、以前説明があっておったのかもしれませんが、ちょっと分からんようになりましたんで、お尋ねしたいと思いますが、一体利用地ちゅうのは大体あのどういう位置付け、宅地になつととですかね、これどういう位置付けになつととですかね、一緒になるとは分かるとぼってん。

○事務局

はい、あの今回の場合もですね、その農地だけの面積では家を建てる場所が足りずに、併せてそこも一体的に、ま、今回の場合はそこにもお家がかかると、住宅がですね。建設が一部かかるというところで一体利用地ということになっております。

○委 員（1番）

だから、農地やったら当然農業委員会にかかるけど、一体利用地は別にかかりようらんけどこれにあがってきてるんで、これは元々宅地だからかける必要がないけどこういうふうになってるちゅう説明なのかどうか、ちょっとそこらへんが分からんのですね。元々の地目はほんならなんですかという。

○事務局

地目は宅地です。

○委員（1番）

そこら辺ば聞きたかっただけです。一体利用地ちいつも出るけど、今回後でもまた出てくるけど、そこまで一緒に宅地やから面積的にそうやけどちゅうことですかね。

○事務局

そうです。

○委員（1番）

分かりました。

○議長

いいですか。他にございませんか。どうぞ、____委員。

○委員（11番）

あの地図から見ると下、南側は法面だと思うんですけど、私法面は頂点が自分のとこの境界で、下ではないと思っていたんですよ。これはもう確定してあるその面積っていうか、その法面っていうこと。

○事務局

そうです。あの、字図にもこの面積、この同じ、これが農地になってますので、併せてですね今回3筆がですね法面も含めたところでですね、農地という登録になっているので申請をしてもらっているちゅうことになります。

○委員（11番）

これ、市道っていうことですかね。目の前の。道路に面している。

○事務局

そうです。市道です。

○委員（11番）

自分の経験でなんか下がらされた思いがあるんで。法面に面したところ。自分は上ということでされたんで、どっちなんだろうなど。何十センチか引いた覚えがあるんだけど。

○委員（13番）

この土地がですね、下に道があるのが市道になつとるとかね、俺は農道やろうち思よったばってんでですね、ここの入り口んところがですね、多分2m50くらいですかね、で、パイプハウスが建つとるですもんね。多分この____さんかなんかが資材置場に

大工さんかなんかで借っちゃるとですよね。多分。

○事務局

今は見る限りでは基本的に農地ですから、ハウスみたいな感じでされて。計画的にこの入り口のところに車を置かれるという計画になってますので。

○委員（13番）

ちょっと、資材置場にハウスば建てて借っちゃるとじゃろうち思よったつばってんですね・・・。

○議長

いいですかね。

○委員（11番）

決まってるなら大丈夫です。

○議長

_____さんもいいですかね。今の説明で。（はい。）他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問もないようでございますので採決をとります。議案第6号第3項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

は、それでは第4項、契約、売買、所在、若菜、地目、畑1筆、面積385㎡、渡人は筑後市和泉の_____さん、受人はみやま市瀬高町の_____さん、申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページをご覧ください。（地図により位置説明）こちらはですね用途地域、第3種農地となり、原則許可のところでございます。住宅の面積は189.63㎡、二世帯住宅の予定で土地は総額で_____万円、坪単価の約_____円でございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局の説明のとおりであります。審議方よろしく申し上げます。

○議長

説明が終わりましたので、第4項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第4項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項でございますが、私が申請人でございますので、退室となります。そのため、議長を職務代理者の副会長と交代いたします。

副会長、よろしくをお願いいたします。

【会長退室】

【副会長へ議長交代】

○議長職務代理者

それでは、引き続き審議に入ります。議案第6号第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは最後のですね、第5項、すいません、その前に備考欄のですね、一体利用地の面積を257㎡からですね276㎡にすいません、修正をお願いしたいと思います。はい、それでは説明をさせていただきます。第5項、契約、売買、所在、水田、地目、畑1筆、面積280㎡、渡人、筑後市折地の_____さん、受人は鹿児島県始良市の_____さん、申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いいたします。地図の5ページをご覧ください。(地図により位置説明)住宅の面積は110.34㎡の計画となっております。一体利用地としまして申請農地の東側が雑種地、こちらが257㎡とですね、申請農地の北西のかどにですね小さく緑色のところがあると思いますけどこちらが墓地、19㎡で合計の276㎡となっております。こちらの農地区分は周囲に広がりのある農地で第1種農地になりますが、この沿線ですね、水田下行政区の一番南の場所にあたりまして、集落接続により第1種農地の例外規定に該当するため許可可能となります。土地の総額は、農地、雑種地、墓地を併せまして_____円、坪単価の約_____円です。説明は以上です。

○議長職務代理者

次に、担当委員の説明でございますが、私のほうからさせていただきます。只今事務局より説明のあったとおりでございます。審議方よろしく申し上げます。

第5項について質問のある方どうぞお願いします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号第5項について承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

審議が終了しましたので会長の入室を認めます。

【会長入室】

ここで議長を会長と交代いたします。どうもありがとうございました。

【会長へ議長交代】

○議長

それでは、引き続き審議に入ります。次に、議案第7号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは私の方から、議案書21ページからになります。

議案第7号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について

でございます。

こちら先月、2月24日開催予定でした農業振興地域整備促進協議会ですけれども、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策によりですね、書面決議で承認された事案になります。先ず今回、1番から4番までですね、24ページにわたりますけれども、1つずつですね1番から説明をさせていただきます。農振除外の要件を先ず説明を差し上げて各項目の説明とさせていただきます。先ず農振除外の要件としましてはですね、次の5つの要件を満たす場合で農林事務所とか県庁と事前協議して現地調査により審査のうえ除外されることとなっております。その5要件とはですね、先ず一つ、代替地がないこと、2つ目として農地の集団化・作業効率性に影響がない、3つ目と

して耕作者の農地利用集積に影響がない、4つ目として土地改良施設等の機能に支障を及ぼさない、5つ目として農業生産基盤整備事業が公告完了した翌年度から8年を経過すること、この5つの要件を満たすことが求められるところでございます。それでは1番からですね、説明をしていきたいと思っております。

1番の農用地区域から除外、重要な変更5,000㎡以下、第1項から説明をします。第1項、申出人、筑後市山ノ井の_____さん、理由、店舗及び駐車場用地に供する。処理区分、C-4、こちらのC-4という区分は5,000㎡未満ということで農林案件の処理区分ということでございます。所在は北長田、地目は田1筆、面積672㎡、農振除外でございます。転用事業者は、筑後市鶴田の_____さんです。場所の確認でございます、地図をちょっと横にして6ページからご覧下さい。国道209号線の船小屋交差点から東に入ったところでございます。整理番号1-1と書いた赤の斜線を引いた部分になります。こちらはですね、広がりのある農地で第1種農地ということでございます。さっき言いましたように除外の5要件の中でですね、農地の端であって農地の集団化・作業効率性に影響がなくですね、代替地もないなど5要件を満たすため除外可能ということでございます。

第2項にいきます。申出人、山ノ井の_____さん、理由、貸自動車整備工場及び駐車場用地に供する。処理区分は同じくC-4でございます。所在は富重、地目は田6筆、面積合計2,201㎡、農振除外です。転用事業者は同じく_____さん、こちらの場所は地図の7ページをご覧下さい。県道瀬高久留米線になります、この申請地の左上にありますのが筑後市の衛生センターですね、し尿処理場の東側になります。こちら_____さんの工場の周辺でですね、こちらの____さんところが新たな機械を導入されるということでですね、既設の整備工場を拡張されるということで、あと、修理された自動車駐車場を置くスペースの拡大、で、転用事業者の____さんが工場及び駐車場を整備され貸すという計画になっております。こちら農地が端っこにあったり、工場に接しておったりですね、代替地もないなど5要件を満たすため除外可能ということになります。こちらは1種農地でございますけれども国県道における沿道サービスということで転用可能となります。

第3項にいきます。第3項、申出人、熊野の_____さん、理由、貸駐車場用地に供する。処理区分は同じくC-4です。所在は北長田、地目は畑3筆、面積合計の1,938㎡、農振除外です。転用事業者は同じく_____さんです。こちらの場所は、地図の

8 ページをご覧ください。船小屋のですね鉾泉場から東のところになります。こちらの方も広がりのある農地で第1種農地、こちらの計画としましては社会福祉法人の____さん、____さんとこです、が経営されるダイケアの施設建設をですね、ちょうど申請農地のすぐ南側が今空いているんですけど、こちらに建てられてそちらのですね、従業員及び施設利用者の駐車場整備をして貸すという計画になってます。こちらでも農地の端っこで、代替地もないなど5要件を満たすため除外可能ということになっております。続きまして22ページをご覧ください。

第4項、申出人、新溝の____さん、理由、駐車場用地に供する。処理区分は同じくC-4でございます。所在は新溝及び長浜、地目は田4筆です。面積は合計の1,628㎡、農振除外でございます。転用事業者は、熊本市の株式会社____さんです。こちらの場所は地図の9ページをご覧ください。こちら申請地はですね筑後小学校から南東へ約800mのところ、農地の広がりが10ha以下でですね、用途地域に近接することで第2種農地、こちらの農地も端っこにありまして工場と隣接しておりですね、代替地もないなど5要件を満たすため除外可能となります。事業拡張に伴う駐車場整備という計画となっております。

続きまして第5項、申出人、久留米市の____さん、同じく筑后市羽犬塚の____さん、代表相続人の____さん、理由は特定条件付住宅用地に供する。処理区分は同じくC-4でございます。所在は下北島、地目は田が1筆、畑が5筆、面積は合計の4,099㎡、農振除外でございます。転用事業者は福岡市の株式会社____さんです。こちらの場所は地図の10ページをご覧ください。水田小学校の北西約400mになります。広がりのある農地で第1種農地ですね、計画としましては住宅15区画の予定です。こちらは、筑後川下流域の灌漑事業の受益地になりますが、事業が完了して8年を経過すること、農地の端にあることなどですね5要件を満たすため除外可能となっております。転用的には1種農地の例外規定の集落接続で転用可能となる場所でございます。

続きまして第6項、申出人、熊野の____さん、理由、住宅、家具倉庫及び作業場用地に供する。処理区分は同じくC-4でございます。所在は前津、地目は畑1筆、面積792㎡、農振除外でございます。転用事業者は長浜の____さん、八女市室岡の____さん、親子でございます。こちらの場所は地図の11ページをご覧ください。西の方、左の方ですね、上原々交差点から東へ約600mのところ、広がりのある農

地で1種農地となります。現在、____さんはですね下妻の方に作業場を借りてありまして、主にデイサービス関係の椅子などを作られておりましてですね、今回この土地に住宅と併せ、家具倉庫、作業場を整備される計画でございます。こちらの農地も農地の端にあることなどですね、5要件を満たすため除外可能ということになります。転用的にいいますと、第1種農地の例外規定、集落接続に該当するため転用可能の場所となります。それでは、1番はこれで終わり、ちょっと長くなるので。

○議長

それでは数が多いそうですので、ここままで皆さん方、何か質問、説明のあった部分で何か質問がありましたらお願いいたします。どうぞ、____さん。

○委員(5番)

これは私も分かりませんから教えていただきたいと思いますが、5項のですね、申出人が代表相続人ということになっておられますよね、それで、今回こういう申請する場合は共有者の同意あれば良いということですかね。

○事務局

はい、今仰ったようにそういう、きちんと申出があればですね、良いということになります。

○委員(5番)

売買があるときはもう、きちんと分割協議とか整わないとですね。

○事務局

そうですね、仰るとおりです。(分かりました。)

○議長

いいですかね。他にございませんか。案件がいくつもありますんで何かありましたら。

【質問なし】

それでは、説明を続けて下さい。

○事務局

それでは、2番からですね、続けて説明をさせていただきます。議案書23ページをお願い致します。2番のですね農用地区域より除外、重要な変更、5,000㎡を超えるというところ。第1項、申出人、熊野の_____さん、島田の_____さん、理由、リサイクル施設用地に供する。処理区分はB-3、5,000㎡を超えるというところ

になります。所在は島田、田3筆で、面積は合計の9,291㎡です。転用事業者は、福岡市博多区の_____株式会社さんです。こちらの場所は地図の12ページをご覧ください。この申請地の右側にですね、矢部川浄化センター、下水道処理施設のすぐ西側の農地になります。こちらの方は第1種農地と判断しておりますが、こちらリサイクル施設はですね、紙おむつのリサイクルをするための施設を建設予定でございまして、矢部川浄化センターの放流水を活用して処理されですね、その放流水の水圧とかが関係してございまして、こちらから離れるほど水圧が弱くなるため、この近接地が適地ということでございます。そのため代替地がなく、農地も端にありましてですね、集団化・作業効率に影響がないなど5要件を満たすため除外可能となります。現在、紙おむつのリサイクル施設としてはですね、大牟田市で稼働されてありまして、近隣自治体では大木町、みやま市さん等がですね搬入してございましてけれども、こちらの新工場建設によりまして、いわゆる筑後7国からのですね使用済み紙おむつ搬入を目指してございまして。こちらは第1種農地で、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として建設予定でありまして、地元の農業従事者の方をこの新工場で働く方、3割以上を確保していただくということで、見込みがあるということでございます。また、それに伴いまして雇用協定もですね締結していただく予定でございまして。

続きまして3番ですね、農用地区域への編入というところで、重要な変更、5,000㎡以内、第1項、申出人は前津の_____さん、理由、優良農地として農用地区域に編入し、補助事業の活用により営農継続を図るということでございます。処理区分はC-5という区分になります。所在は前津、樹園地1筆、面積は6.31㎡でございます。地図は13ページをご覧ください。国道442号線の八女インター北の信号からですね、北東へ約130mですね、整理番号3-1で、ちょっと見にくいんですけどもちょうど三角のところは____番地のところにですねあるんですけども、面積がですね6.31㎡ということで、ちょうど高圧線が通っていて農地の中央に位置してですね、この農地だけが白地だったためですね、今回補助事業等を活用するために編入ということになってございます。続きまして24ページをご覧ください。

4番の軽微な変更、用途区分の変更、5,000㎡以下でございます。第1項、申出人、熊野の_____さん、理由、農業用施設用地に供する。所在は熊野、田2筆でこのうちの82㎡と67㎡、合計の149㎡ですね、場所は14ページになります。筑後北中学校の南約200mになります。転用事業者は同じく_____さん、農業用施設建設の計

画で、2アール未満になりまして届け出という案件に今後なっまいます。

第2項、申出人、前津の_____さん、理由、農業用施設用地に供する。所在、前津、樹園地1筆、畑1筆、面積計598㎡、場所は地図の15ページをご覧ください。先ほどちょっと小さい編入がありましたとこの東側の農地、整理番号4-2と書いておるところでございます。転用事業者は前津の_____さん、____さんと親子で農業用倉庫建設の計画となっております。

続きまして第3項、申出人、前津の_____さん、理由、農業用施設用地に供する。所在、前津、樹園地1筆、1,228㎡、場所は地図の16ページになります。こちらです、ちょっと右の端に八女西部クリーンセンターがあるんですけども、その西側400mのところになります。転用事業者は前津の_____さん、鶏糞の堆肥舎建設の計画となっております。先月です、5条申請で承認いただきました前津の_____さんの倉庫のですね建設によって、その代替地ということになっております。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、議案第7号について質問のある方どうぞお願いいたします。____委員どうぞ。

○委員(15番)

あの先ほどおむつ処理施設、結構大きい施設になってますけど、これの污水関係流すのは。

○事務局

はい、給水はですね、水の放流水を利用して、当然その污水と言いますか、洗浄された、また同じところに戻されることになります。

○委員(15番)

排水はあんまり出らんとかね。

○事務局

浄化センターの方でぐるぐる回るとい。

○事務局

浄化水を使いまして、下水に流して又センターの方に戻すと、だからセンターの方としては、水も売れるし流入の受益にもなるといったような計画になっております。

○事務局

なので、地下水とかは利用されない。

○委員（15番）

分かりました。1件ですね、前野町の方のクリーニングセンターがあるんですけども、やっぱり流すのが、こう汚かじゃん。地元の人たちが迷惑するけんですね。分かりました。

○議長

他にございませんか。____委員どうぞ。

○委員（11番）

4の3項の_____さん_____さんが申請されている部分ですけど、多分これは鶏糞の置場と聞いておりますけど現地とかそういうのは大丈夫なんでしょうか。よくやっぱり鶏糞が置場は問題というか、後で出てくるんで。臭いとか水利とかですね、そういうところはどうなってるんでしょうか。

○事務局

はい、ご本人様からですね、説明をいただきましてやっと地域のですね、その隣地とかのご了解を得ましたということでですね、除外の申請に至ったところでございます。

○議長

いいですかね。

○委員（11番）

まあ、民家は少ないと思いますんで大丈夫かとは思うんだけど、臭いですからね。どうしても。

○議長

他にございませんか。どうぞ。

○委員（4番）

今あの4項の3について____委員からそういうふうな鶏糞を置くことに仰ってありましたが、1と2はこれはどういうふうな、農業用施設用地について書いてあるけど、内容はそういうふうな。

○事務局

内容は両方ともですね農業用の倉庫というふう聞いております。

○委員（４番）

倉庫ですね。はい。

○議長

いいですか。（はい、よかです。）他にございませんか。

【質問なし】

それでは、質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これで全て終了いたしました。

これをもちまして第21回農業委員会を閉会いたします。

午後3時01分 閉会